

伊 勢 市 公 報

第 128 号
平成 23 年 3 月 7 日

月 曜 日

目 次

| | 頁 |
|-------------------------------------|-----|
| 条 例 | |
| ○ 条例 | 2 |
| ○ 条例 | 4 |
| ○ 条例 | 6 |
| ○ 条例 | 8 |
| ○ 条例 | 11 |
| ○ 条例 | 17 |
| ○ 条例 | 21 |
| 規 則 | |
| ○ 規則 | 23 |
| 告 示 | |
| ○ 地縁団体「東豊浜町西条自治会」代表者変更に伴う告示について | 25 |
| ○ 道路の区域変更について | 26 |
| ○ 道路の供用開始について | 27 |
| ○ について | 28 |
| ○ について | 29 |
| ○ について | 89 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| ○ 永久選挙人名簿関係 | |
| ・ 選挙人名簿登録の移し替えの延期について(県知事及び県議会議員選挙) | 93 |
| ○ 関係 | |
| ・ について | 93 |
| 上下水道告示 | |
| ○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について | 94 |
| ○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の変更の届出について | 95 |
| 公 告 | |
| ○ 職権による住民票消除の公示について | 96 |
| ○ 印鑑登録の職権抹消の公示について | 97 |
| ○ 公示送達 | 98 |
| ○ について | 99 |
| ○ について | 101 |
| ○ | 103 |
| ○ について | 104 |
| 公 表 | |
| ○ 監査委員公表 | 107 |
| ○ 監査委員公表 | 113 |

伊勢市告示第 19 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東豊浜町西条自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 23 年 2 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 河 俣 裕

伊勢市東豊浜町 1497 番地

変更後 北 村 武 男

伊勢市東豊浜町 1301 番地

2 その他

平成 20 年 4 月 1 日付けで西村信弘/伊勢市東豊浜町 3407 番地に、平成 21 年 4 月 1 日付けで古野正浩/伊勢市東豊浜町 1576 番地に代表者の氏名及び住所が変更していた旨の届出がありました。

伊勢市告示第 20 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 23 年 2 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

| 道路の 種 類 | 路 線 名 | 区 間 | 新旧 の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|------------|--------------|-----------------------------------------|----------|---------------|------------|
| 市道 | 小木田尻 2 号線 | 小木町字萩原 151 番地先から 小木町字出淵 677 番 2 地先まで | 旧 | 6.5 | 22.1 |
| | | | 新 | 6.5～9.7 | 22.6 |

区域を変更表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 21 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 23 年 2 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 |
|-----------|-----------------------------------------|
| 小木田尻 2 号線 | 小木町字萩原 151 番地先から 小木町字出淵 677 番 2 地先まで |

供用開始の期日 平成 23 年 2 月 18 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市選挙管理委員会告示第4号

平成23年4月10日執行予定の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙に伴い、平成23年3月1日から同年4月10日までの間は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、選挙人名簿の移替えを行わず、平成23年4月11日以後に延期します。

平成23年2月18日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

伊勢市上下水道事業告示第5号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成23年2月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

| 指定 番号 | 事業者名 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|----------|------|---------------|------------|
| 310 | 東海水道 | 志摩市阿児町甲賀 3451 | 平成23年2月14日 |

伊勢市上下水道事業告示第6号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第7条の規定に基づき下記の伊勢市指定給水装置工事事業者から変更の届出がありましたので、告示します。

平成23年2月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

| | 指定 番号 | 事業者名 | 所在地 | 変更 年月日 |
|-----|----------|------|--------------------|----------------|
| 変更後 | 278 | 西井水道 | 伊勢市大倉町1553 番地34 | 平成23年 2月17日 |
| 変更前 | | | 伊勢市桜木町116番 地55 | |

伊勢市公告第 11 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条の規定により、次の者の住民票を職権で消除しましたので、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公告します。

平成 23 年 2 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 職権消除年月日

平成 23 年 2 月 4 日

2 職権消除対象者の住所及び氏名

| 住 所 | 氏 名 |
|------------------|-------|
| 伊勢市小俣町相合 1365 番地 | 横地 寛行 |

伊勢市公告第 12 号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 106 号）第 13 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次の者の印鑑登録を抹消しましたので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 23 年 2 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抹消年月日

平成 23 年 2 月 4 日

2 抹消対象者の住所及び氏名

| 住 所 | 氏 名 | 印鑑登録番号 |
|------------------|-------|-----------|
| 伊勢市小俣町相合 1365 番地 | 横地 寛行 | 1 1 1 2 0 |